

平成28年10月から

# 「パート」・「アルバイト」

## の方の健康保険の加入対象が拡大されます!



働き方にかかわらず安心して生活できる社会にするため、健康保険や年金などの社会保険への加入条件が緩和されます。

### 《加入対象となる条件》

- ①1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上であること
- ②1か月あたりの決まった賃金が8.8万円(年収106万円)以上であること
- ③勤務期間が1年以上見込まれること
- ④学生ではないこと
- ⑤従業員が501人以上の会社であること



ご自身の勤務先で健康保険に加入すると、病気・けがや出産によって仕事を休むことにより給料をうけられないとき、傷病手当金、出産手当金として賃金の3分の2程度の給付を受けられるようになります。

対象となる方は  
手続きを  
忘れずに!!

当健保組合の被扶養者だった人が新しく勤務先の健康保険に加入した場合は、**被扶養者から外れる手続きが必要**になります。  
自動的に被扶養者の資格は喪失されませんので、ご注意ください。

### 《手続き》

下記①～③を会社に提出してください。

- ①被扶養者異動届(減) → 健保組合・会社に請求。健保組合のHPより印刷可。
- ②対象被扶養者の保険証
- ③新しい保険証のコピー(資格取得日を確認します) → 後日、提出可。



### 注意点



新しい保険証の資格取得日が当健保組合の資格喪失日となります。交付日と間違えないようご注意ください。  
当健保組合の保険証を新しい保険証の資格取得日以降にご使用されると、医療費の返納手続きが発生します。

### 《面倒ですが大切な手続き》

数日間で退職した場合でも、勤務先の健康保険に加入したのであれば、必ず扶養を外れる手続きは必要です。手続きを行わず扶養を継続したままにしていると、年金未納問題に発展する恐れがあります。  
正しい手続きをお願いいたします。



平成28年度「被扶養者調査」のご協力ありがとうございました。

皆さまのご理解とご協力のおかげで、「被扶養者調査」を速やかに行うことができました。

ご事情によりまだ提出を済ませていない方は、会社のご担当者様へ早急にご提出をお願いいたします。